

北茨城市監査委員告示第1号

平成30年3月30日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき北茨城市長に勧告したので、同項の規定により監査の結果を別添のとおり公表する。

平成30年 5月29日

北茨城市代表監査委員 中野英治

北茨城市議会政務活動費住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成30年3月30日

3 請求の内容

請求人提出の北茨城市議會議員と北茨城市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）は次のとおり（原文のとおり）である。

なお、事実証明書及び添付資料についてはその要旨を4に記載する。

（1）請求の趣旨

「北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例」による政務活動費に関する使途基準に抵触する不正受給と支出の責任は、自己責任で受給する議員にあることは歴然としているが、その一因は議員への忖度と思われる支給を認めた担当部署にあることも弁解の余地がない事実である。

① 対象議員現職7名、鈴木啓一議長・豊田弘俊副議長・村田仁人元議長・松本正春・総務委員長・蛭田千香子議運副委員長・今井路江監査委員・鈴木康子副編集長（別紙事実証明書）である。

② 議会事務局・監査事務局に対し政務活動費について事前に説明してあり、その杜撰な対応や市民からの政務活動費の不正受給に対する指摘に議会事務局は「条例や施行規則のほか、平成26年5月市議会の全協で独自に使途基準が定められており、この基準に基づいて運用されているものと考えている」と責任逃れというか、虚偽か能力が不足しているのか、真実に程遠い回答は他の市職員や市民に対する背信行為である。

（2）その事実

① 政務活動費の交付や受給に必要不可欠な領収書や必要書類の添付不足に対する支・

受給の責任がある。

- ② 政務活動費の収支報告書の対応に矛盾がある。
- ③ 政務活動費の使途基準や施行規則で認められない理由での受給と支出。
- ④ 平成28年度の政務活動費に対する補助金見直し検討委員会で担当部署の議会事務局は、「政務活動費の評価が34点満点のところ29点と信じ難い点数をつけ、市民から選ばれた委員は前代未聞の0点で政務活動費は廃止との意見」であるのに議員に対する忖度が働いたのか現行維持で、補助金検討委員会での指摘事項を実行せぬ担当部署の不適切な対応（別紙）で続けられていることが私たち市民には信じ難い事であり、最も問題なのは、会計処理の適切性について「使途基準が明確化されており（前段は事実だが）、適切な収支報告がされている（後段）」との忖度以前の虚偽記載で検討委員会や執行部を欺き、北茨城市や市民に損害を与えた責任は重大である。

(3) 政務活動費は税金であり、市に与える損害のみならず、不誠実な職務に関して北茨城市的利益と品位や品格を損なう重大な責任である。

(4) 「財務会計上の不正受給と確認に関する怠る事実」についての責任は重大で、金員の額ではなく議員については職を辞し、職員は襟を正し今後は、是は是、非は非として対処すべきである。

(5) 1年以上経過した理由

- ① 平成29年3月26日投開票の北茨城市議会議員選挙があり、善良な立候補者に配慮して手続きを遅らせた。
- ② 政治倫理審査会へ平成29年4月11日付で事実証明書を作成し提出しようとしたところ、政治倫理審査会の小沼典彦副委員長から、「審査会以前の案件である」との指摘を受けてそれを受け入れ遅れたが、今思えば政務活動費は議員の行為が政治倫理条例第3条第1項第1号の「その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為」に該当する案件である。
- ③ 1年のみならず、数年遡っての不正支・受給の事実が判明した。
- ④ 政務活動費の原資は税金であり、5年間の収支報告書の保管義務と議員には説明責任がある。
- ⑤ 「北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例」第7条の規定に抵触する不当利得（時効10年）により返還を求め不正受給を明らかにすべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

4 事実証明書及びその添付資料の要旨

次に事実証明書に記載された要旨を議員名、年度ごとに列記する。

なお、事実証明書には請求人が情報公開請求で取得した当該議員び当該年度の収支報告書及び領収書等の写しが添付されている。

鈴木 啓一 議員

平成25年度（平成26年4月16日収支報告）

- ①平成25年8月7日・8日の講座受講料10,000円2枚の領収書の政務活動内容の記載書類が不足。
- ②平成25年8月7日ホテル宿泊費領収書に支出が認められない朝食代950円が記入されている。
- ③電話代12,000円（1,000円×12ヶ月）の受給について領収書等の添付がない。
- ④平成25年11月1日利用のタクシー領収書に乗車区間の記載がない。
- ⑤平成25年11月1日のJR東日本領収書5,550円について政務活動を示す書類がない。
- ⑥平成25年8月1日購入の高速バス回数券領収書9,800円（4回分）について、上記活動内容においては3回分の利用しか確認できない。
- ⑦広報費31,275円で計上された2回の議会報告書の郵送料及び切手代は、後援会活動であり政務活動とは認められない。認めるとしても後援会活動と按分すべき。

豊田 弘俊 議員

平成23年度（平成24年4月27日収支報告）

- ①平成23年4月23～24日の高槻市への視察経費は行政視察（公務）であり交付対象外
- ②電話代12,000円（1,000円×12ヶ月）の根拠となる領収書等の添付なし。
- ③新聞購読料74,922円（読売新聞、茨城新聞、公明新聞）、3紙もの購読は妥当か。

平成24年度（平成25年5月8日収支報告）

- ①電話代12,000円（1,000円×12ヶ月）の根拠となる領収書等の添付なし。
- ②インターネット利用料4ヶ月分24,000円にひかり電話料5,057円が含まれ、電話代12,000円と2重受給。仮に受給できるとしても9分の1、上限1,000円/月。
- ③プリンタインク代3,192円（9,756円の3分の1）の領収書のうち、10月21日領収書には別にヘッドホン購入の記載があることから、インク代も私的購入であり不正。
- ④新聞購読料92,964円（読売新聞、茨城新聞、公明新聞）、3紙もの購読は妥当か。

平成25年度（平成26年4月28日収支報告）

- ①公共施設講座受講料3回分（10,000円×3回）は領収書のみで報告資料添付なし。
- ②高速バス回数券12回分（6往復）29,400円が計上されているが、使用は6回（3往

復) と記載され、残 6 回 (3 往復分) の使用が不明。

- ③プリンタインク購入費 6,993 円 (20,080 円の 3 分の 1) のうち 5,470 円は品目不明。
- ④電話代 12,000 円 (1,000 円 × 12 ヶ月) の根拠となる領収書等の添付なし。
- ⑤新聞購読料 92,964 円 (読売新聞、茨城新聞、公明新聞)、3 紙購読は妥当か。

平成 26 年度 (平成 27 年 5 月 14 日収支報告)

- ①5 月 19 日研修参加費 15,740 円 (受講費 5,000 円、旅費 10,740 円) の報告書が不備
- ②7 月 3 日セミナー参加の高速料金 9,530 円は使途基準で認められない支出。
- ③同日帰着後、ガソリン給油までの経過時間が長い。
- ④プリンタインク購入費 14,076 円について 3 分の 1 の按分なく全額支給されている。
- ⑤インターネット利用料 7 月分 58,113 円の領収書に対し支給額 6,000 円 × 4 と記載され
算出根拠不明
- ⑥電話代 12,000 円 (1,000 円 × 12 ヶ月) の受給についてひかり電話分合計 9,838 円 (支
給額は 9 分の 1、1,093 円) の領収書のみで他の領収書の添付なし。

平成 27 年度 (平成 28 年 4 月 25 日収支報告)

- ①プリンタインク購入費は前年度に引き続き全額支給されている。
- ②インターネットセキュリティ経費 6,700 円 (前年度は 3 分の 1 按分) が全額支給され
ている。
- ③インターネット使用料 24,707 円は添付書類不足、按分なく全額支給されている。
- ④電話代 12,000 円 (1,000 円 × 12 ヶ月) の受給についてひかり電話分合計 7,080 円 (支
給額は 9 分の 1 の 786 円) の領収書のみで他の領収書の添付なし。

平成 28 年度 (平成 29 年 4 月 28 日収支報告)

- ①プリンタインク及び用紙購入費 13,511 円が引き続き全額支給されている。
- ②電話代 2,494 円の支給の積算根拠に電報 2,110 円が含まれている。
- ③インターネットセキュリティ経費 6,700 円が引き続き全額支給されている。
- ④インターネット使用料 29,160 円が引き続き全額支給されている上、契約者が議員本
人でない。

村田 仁人 議員

平成 24 年度 (平成 25 年 4 月 25 日収支報告)

- ①電話代 12,000 円 (1,000 円 × 12 ヶ月) の根拠となる領収書等の添付なし。
- ②報告書作成費 86,000 円は政務活動に該当しない上、一部に名詞印刷代が含まれる。

平成 25 年度 (平成 26 年 4 月 25 日収支報告)

- ①電話代 12,000 円 (1,000 円 × 12 ヶ月) の根拠となる領収書等の添付なし。
- ②報告会資料作成費 76,000 円は政務活動には該当しない。また、報告会開催も確認で
きない。

平成26年度（平成27年4月27日収支報告）

- ①市政報告会資料印刷代 96,000 円は政務活動に該当しない上、印刷費として高額。

松本 正春 議員

平成25年度（平成26年4月30日収支報告）

- ①平成25年8月7日・8日の講座受講料 10,000 円 2枚の領収書のみ資料添付なし。
- ②平成25年8月7日ホテル宿泊費領収書に支出が認められない朝食代 950 円が別途記入されている。
- ③平成25年8月7日 13,008 円、8月8日 3,811 円の飲食代金は認められない支出
- ④平成25年8月7日 890 円、8月8日 710 円のタクシーディスパチは目的、区間等の報告なし。
- ⑤平成25年11月1日 JR東日本領収書 5,550 円は区間記載なし。参加した地域医療セミナーの資料等添付もない。
- ⑥平成25年11月1日 1,500 円の飲食代金は認められない支出。
- ⑦高速バス回数券領収書 8月1日 9800 円（4回分）、10月31日 9,800 円（4回分）計8回分を購入しているが、収支報告による使用は3回であり残5回分は未使用にもかかわらず支給。

平成26年度（平成27年5月15日収支報告）

- ①3回の研究研修費は交通費の区間記載なし、参加した講座の資料添付なし
- ②事務所費として支出した（有）松本電建分の電気料 10,117 円（91,057 円の 9 分の 1）は会社組織であり事務所の併用はあり得ない。また代表者証明書のみで領収書の添付なし。
- ③電話料として支出した匠ハウジング分 5,512 円（49,608 円の 9 分の 1）は会社組織の名義であり政務活動費の対象とはならない。
- ④携帯電話料は 7,862 円（69,142 円の 9 分の 1）が支払われているが、上記 5,512 円と合算すると上限 12,000 円を超過して支出している。
- ⑤ガソリン代について領収書でない給油所発行の文書のみで 32,033 円（288,299 円の 9 分の 1）を支出。議員活動にしては高額。

平成27年度（平成28年5月11日収支報告）

- ①事務所費として電気料 8,527 円（76,745 円の 9 分の 1）、同じく 20,428 円（183,855 円の 9 分の 1）の 2 件が（有）松本電建分電気料から支出されているが、代表者の証明書のみで領収書の添付なし。（有）松本電建は会社組織であり事務所の併用はあり得ない上、同じ会社組織から 2 件の電気料の支出は異常である。
- ②電話料として支出した匠ハウジング分 25,097 円（50,194 円の 2 分の 1）は会社組織の名義であり政務活動費の対象とはならない。また按分は 9 分の 1 が正しい。

③携帯電話料は 10,093 円 (90,837 円の 9 分の 1) が支払われているが、上記 25,097 円と合算すると上限 12,000 円を超過して支出している。

④コピー用紙代として支出した 5,466 円 (49,198 円の 9 分の 1) は(有)松本電建の代表者証明書のみで領収書の添付なし。

⑤ガソリン代について領収書でない給油所発行の文書のみで 30,674 円 (276,073 円の 9 分の 1) を支出。議員活動としては高額。

平成 28 年度（平成 29 年 4 月 18 日収支報告）

①事務所費として支出した(有)松本電建分の電気料 7,948 円 (71,536 円の 9 分の 1) は会社組織であり事務所の併用はあり得ない。また(有)松本電建の代表者証明書のみで領収書の添付なし。

②事務所費として支出した自宅の電気料 17,325 円 (155,928 円の 9 分の 1) は高額。

③携帯電話料 24,677 円 (222,093 円の 9 分の 1) は上限 12,000 円を超える支出。

④コピー用紙代として支出した 7,087 円 (63,784 円の 9 分の 1) は(有)松本電建の代表者証明書のみで領収書の添付なし。

⑤ガソリン代について領収書でない給油所発行の文書のみで 21,853 円 (196,680 円の 9 分の 1) を支出。議員活動としては高額。

蛭田 千香子 議員

平成 23 年度（平成 24 年 4 月 27 日収支報告）

①資料購入費 85,898 円のうち新聞購読料で同じ新聞（公明新聞）を 2 部購読するのは妥当か。

②デジタルカメラ購入費 6,651 円 (13,302 円の 2 分の 1) は、4 分の 1、3,325 円支出が適正。

③プリンタインク購入費 15,979 円について按分なく全額支給されている。

平成 24 年度（平成 25 年 4 月 25 日収支報告）

①資料購入費 83,100 円のうち新聞購読料で同じ新聞（公明新聞）を 2 部購読するのは妥当か。

②プリンタインク購入費 25,290 円、FAXインク 2,052 円、写真用紙 1,880 円について按分なく全額支給されている。

③広報用封筒印刷費 9,000 円は報告書に完成品の添付が必要。

平成 25 年度（平成 26 年 4 月 25 日収支報告）

①平成 25 年 8 月 7 日・8 日の講座受講料は 10,000 円×2 枚の領収書のみで資料添付なし。

②平成 25 年 8 月 7 日ホテル宿泊費領収書に朝食代 950 円が別途記入されている。

③平成 25 年 8 月 7 日、大津港から市ヶ谷までの交通費 5,360 円は路線情報の書面のみ

で領収書なし。

④平成 25 年 8 月 8 日、上野から磯原までの交通費 5,040 円も路線情報書面のみで領収書なし。

⑤平成 25 年 7 月 28 日、NPO 市民後見人ひたちの会主催の研修受講料 10,000 円は党活動の一環であり政務調査費の対象外の活動。3 月 30 日の参加費 500 円も同様。

⑥平成 25 年 11 月 1 日、地域医療セミナー参加の交通費は、往路は路線情報の書面のみで領収書なし。復路は記名、乗車区間のない領収書のみ。3 回分の乗車に領収書なし

⑦プリンタインク購入費 12,707 円について按分なく全額支給されている。

平成 26 年度（平成 27 年 4 月 30 日収支報告）

①平成 26 年 7 月 14 日、地方議員セミナー参加の往復交通費が路線情報の書面のみで領収書なし。

②プリンタインク購入費 26,038 円について按分なく全額支給されている。

③平成 26 年 7 月 20 日、市民後見人講座受講料 5,000 円は前年度同様の政務調査費対象外の活動。

④平成 26 年 10 月 21 日、地域医療セミナー参加の往復交通費は路線情報書面のみで領収書なし。

平成 27 年度（平成 28 年 4 月 11 日収支報告）

①平成 27 年 7 月 29 日、童謡セミナー参加の往復交通費が路線情報の書面のみで領収書なし。

②プリンタインク購入費 18,335 円について按分なく全額支給されている。

③平成 28 年 3 月 29 日、自治体製作研究会参加の往復交通費は路線情報書面のみで領収書なし。

平成 28 年度（平成 29 年 4 月 21 日収支報告）

①プリンタインク購入費 22,057 円について按分なく全額支給されている。

今井 路江 議員

平成 25 年度（平成 26 年 4 月 11 日収支報告）

①平成 25 年 11 月 5 日、JR 東日本の領収書 10,580 円について、研修会等の使用目的の資料なし。

②広報費「みんみん通信」3 回分の印刷費 97,440 円は後援会活動や党活動が含まれ政務活動とは認められない。認めるとしても按分すべき。

平成 26 年度（平成 27 年 4 月 30 日収支報告）

①広報費「みんみん通信」3 回分の印刷費合計 87,480 円は後援会活動や党活動が含まれ政務活動とは認められない。認めるとしても按分すべき。

②平成 26 年 5 月 20 日、JR 本社要望の交通費 11,400 円は領収書のみで必要書類の添付

なし。

- ③平成 26 年 5 月 17 日開催の市政報告会飲み物代 9,238 円について「みんみん通信」とは関係ない。

平成 27 年度（平成 28 年 4 月 20 日収支報告）

- ①広報費「みんみん通信」2回分の印刷費合計 55,188 円は政務活動とは認められない。認めるとしても按分すべき。また、添付された完成品が平成 26 年度で支給された号であり不正。

- ②広報費「今井みちえホームページ」作成費 30,000 円について領収書のみで委託や契約を示す書面なし。領収者は「受注の事実なし」と言っている。

平成 28 年度（平成 29 年 4 月 20 日収支報告）

- ①携帯電話料 10,076 円（90,728 円の約 9 分の 1）料金証明のみで領収書が不足。

- ②広報費「みんみん通信」2回分の印刷費合計 54,540 円は政務活動とは認められない。

鈴木 康子 議員

平成 24 年度（平成 25 年 4 月 30 日収支報告）

- ①平成 24 年 5 月 26 日、弁当代 700 円の支出は使途基準に反する。

- ②平成 24 年 5 月 26 日、27 日に北海道で開催されたフォーラムの復路航空券が 2 日後の 29 日であり、私的行動が含まれる。

- ③上記のとおり私的行動が含まれるため、フォーラム参加費 4,000 円も対象外。

- ④資料購入費のうち赤旗購読費 40,800 円、月刊誌 9,120 円と 8,580 円、書籍 2,000 円、2,310 円、1,680 円、2,310 円、1,995 円、840 円は党籍のある日本共産党からの購入であり、党活動の一環と映る。

平成 25 年度（平成 26 年 4 月 30 日収支報告）

- ①電話料 12,000 円（上限 1,000 円 × 12 ヶ月）は領収証等の添付なし。

- ②資料購入費のうち赤旗購読費 40,800 円、月刊誌 9,400 円と 8,520 円は党籍のある日本共産党からの購入であり、党活動の一環。

平成 26 年度（平成 27 年 4 月 30 日収支報告）

- ①平成 26 年 10 月 21 日セミナー参加の交通費 5,750 円は往路領収書は氏名がなく、復路は領収書添付なし。

- ②平成 26 年 11 月 13 日要望活動は党活動と思われる。また交通費のうち復路の領収書添付なし。

- ③資料購入費のうち赤旗購読費 41,867 円、月刊誌 9,340 円と 9,640 円は党籍のある日本共産党からの購入であり、党活動の一環。

- ④広報用の用紙購入費 11,398 円について領収書以外の添付書類がない。

平成 27 年度（平成 28 年 4 月 30 日提出）

①広報誌「北茨城民報」は党活動や後援会活動であり、用紙代7,850円の支出は認められない。

②資料購入費のうち赤旗購読費41,964円、書籍3,200円、月刊誌6,150円と9,720円は党籍のある日本共産党からの購入であり、党活動の一環。

平成28年度（平成29年4月28日収支報告）

①4月26日・27日の福島第一原発視察研修は、参加費20,000円のうち、決算書によると県外12,000円を超える宿泊費（1人あたり15,294円）、弁当代（1人あたり1,083円）が計上され基準に反する。また、残預金の主催団体会計への繰り入れ31,694円に含まれる1人あたり1,320円は団体への寄付にあたり不正。

②広報、印刷用の用紙、インク代など広報誌「北茨城民報」の発行経費44,479円は党活動や後援会活動であり、支出は認められない。

③市政アンケート調査経費39,904円は党や後援会のアンケートであり、政務活動費の支出は認められない。

5 その他の添付書類

本件請求においては措置請求書、事実証明書及びその添付資料に加え、以下の書類が提出された。

（1）「私の提案等」について（回答）

平成29年12月4日付けで請求人あてに送付された議員の政務活動費支給に関する私の提案等の回答の写しであり、発信者は北茨城市長、担当課は議会事務局である。回答の要旨は「使途基準により適正に運用されている」となっている。

（2）北茨城市補助金見直しシート及び北茨城市補助金見直し結果シート

平成28年度北茨城市補助金検討委員会において市議会議員政務活動費補助金に対する評価結果を記載した書類の写しであり、検討委員会の評価は廃止となっている。

（3）政務活動費の使途に関する疑義に対する回答について

平成30年3月27日付けで請求人あてに送付された回答書の写しであり、発信者は北茨城市議会議長である。回答の要旨は「各議員からの回答及び聞き取りの結果、使途基準により適正に運用されている」となっている。

6 請求の受理

（1）請求人の資格について

請求人は北茨城市民であり法第242条第1項の規定による請求人の資格を有している。

（2）請求の対象について

本件請求における措置請求書の表題は「北茨城市議会議員と北茨城市職員措置請求

書」であり、北茨城市議会議員（以下「議員」という。）と北茨城市職員（以下「職員」という。）の両者への措置を求めている。

法第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認められるとき、または違法若しくは不當に財産の管理などを怠る事実があると認められるとき、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、または当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的とするものであり、表題後段の職員に対する措置要求は適法と認められるが、前段の議員への措置要求は不適である。このため請求人に対し補正を求めることがしたが、請求人はこれを拒み「住民監査請求の要件に沿って判断いただければ良い」との回答を得た。

よって本件請求は、職員に対する措置請求として取り扱うものとする。当該補助金の交付決定者は北茨城市長である。当該補助金を支出した財務会計機関は議会事務局である。

（3）求める措置について

請求人は措置請求書の（5）⑤に「北茨城市政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」第7条の規定に抵触する不当利得（時効10年）により返還を求め不正受給を明らかにすべきである。と記載している。条例第7条の規定は以下のとおりである。

（政務活動費の返還）

第7条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

のことから請求人の求める措置は違法、不當に支出された政務活動費の返還を求めるもので、求める措置の要件を具備している。

（4）請求期間について

法242条第2項は住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

本件請求は平成23年度から平成28年度までの政務活動費支出についての措置を求めるもので、すでに1年を経過したものも含まれているが、措置請求書に1年以上経過した理由が明記されていることから形式的要件は具備していると認められる。

（5）請求の受理

以上により、本件請求は法第242条の要件を具備するものと認め、平成30年4月25日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査委員の排斥

本件監査にあたり、議会選出の今井路江監査委員は法第199条の2の規定により排斥した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

平成30年5月9日、請求人に対し法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には以下の請求人が出席し、請求の趣旨の補足説明を行った。

(1) 陳述に出席した請求人（4名）

代表 柴田 克彦 外3名（略）

(2) 陳述の要旨

陳述に先立ち、以下の経緯について説明があり、その後事実証明書に基づく説明が行われた。また、最後に議会に対し十分な説明責任を果たすよう監査からも伝えてほしいと強い要望があった。

- ①議会及び議会事務局に対し、事実証明書記載の事実について再三にわたり説明を求めてきたが詳細な説明もなく単に「適正に処理されている」と事実に反する回答がされていること。
- ②議長の照会に対する対象各議員の回答が不十分で納得がいかないこと。
- ③正副委員長会議で対応するとしたが、その後会議が開催されていないこと。
- ④平成30年2月26日付けで提出した条例の廃止と政務活動費の不正支・受給に対する特別委員会の設置を求める陳情について、議会運営委員会の不適正な取り扱いにより議案として上程されないことになったこと。
- ⑤以上の点から住民監査請求に至ったこと。

(3) 新たに提出された書類等

陳述において請求人から提出された書類は以下のとおりである。

- ①第1の5（3）「政務活動費の使途に関する疑義に対する回答について」の回答の根拠として議長あて提出された対象議員7名の回答書面の写し。
- ②平成30年2月26日付け議会提出の「北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例の廃止と政務活動費の不正支・受給に対する特別委員会の設置を求める陳情」の写し及び同陳情を議案として上程しないこととした平成30年3月20日付け

発信者議長の通知分の写し。

- ③請求人が平成30年5月1日付けで議会運営委員長鈴木信男議員あて提出した「議会運営委員会委員長への指摘と要求」の写し。
- ④請求人が平成30年5月8日付けで蛭田千香子議員あて提出した「事実証明書に対する鈴木啓一議長宛の回答書と議会運営委員会での発言に対する抗議と反論」の写し。
- ⑤2017年10月8日発行の「北茨城民報」及び日本共産党衆議院議員候補者川崎あつ子氏のビラ。
- ⑥平成27年4月16日発行の「みんみん通信」をホームページから印刷した書類。
- ⑦市民後見人の会ひたちのブログ記事を印刷した書類及び地図情報の印刷書類。

3 関係人の調査

監査委員は法第199条第8項の規定により必要があると認めるときは関係人に対し調査することができるとされている。しかし本件請求の関係人である議員7名については請求人から第1の5(3)「政務活動費の使途に関する疑義に対する回答について」と第2の2(3)①「政務活動費の使途に関する疑義に対する回答について」の回答の根拠として対象議員7名が議長あてに提出した回答書面の写しが提出されている。これについては補助機関の調査により原本に相違ないことを確認している。よって本件に対する関係人の意見は聴取済みとして、改めて関係人の調査は行わないこととした。

4 監査の実施

議会事務局に対し監査を行う旨を平成30年4月25日付け通知し、関係書類の提出を求め、補助機関による調査の上、議会事務局長、議会事務局次長及び議事調査係長の出席を求め平成30年5月11日に監査を実施した。

監査は、請求人から指摘があった政務活動費補助金の支出について関係書類、帳簿のとおり支出したことについて聴取し、議員の収支報告に基づき、面談の上、添付書類を確認し適正に支出したものであるとの回答を得た。

第3 監査の結果

監査の結果、確認した事項は以下のとおりである。

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費制度の経緯

平成11年に地方分権一括法が成立したことに伴い、地方議員の役割が増大したことから、国は、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会の要望を踏まえて、地方議会議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、平成12年に法の一部を改正し、「調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」として、地方議会における会派等に対する調査研究費等の助成制度を法制化した。

その後、「地方自治法の一部を改正する法律」が平成24年9月5日に公布され、名称が「政務活動費」に改められ、交付内容が、これまでの「調査研究」から「調査研究その他の活動」となり使途が拡大された。

本市においても、平成13年4月に「北茨城市政務調査費の交付に関する条例」を制定し、さらに、上記法改正に沿って平成25年2月に同条例を改正した。

(2) 根拠法

地方自治法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と、また同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と、さらに同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

(3) 北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例の主な内容

ア 交付対象（第2条）

政務活動費は、北茨城市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 交付額及び交付の方法（第3条）

政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額10,000円を交付する。

政務活動費は、年度ごとに交付の対象となる月数分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

年度の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

基準日において議員の辞職、失職、除名、若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

ウ 議員でなくなった場合の政務活動費の返還（第4条）

政務活動費の交付を受けた議員が、その年度の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

エ 政務活動費を充てることができる経費の範囲（第5条）

議員は、政務活動費を別表に定める経費の範囲内で使用するものとし、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

別表(第5条関係)

経費	内容	主な例
研究研修費	議員が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費	会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費、宿泊費、文書通信費等
政務活動旅費	議員が先進地又は現地において政務活動をするために要する経費	交通費、宿泊費等
資料作成費	議員の行う政務活動に必要な資料を作成するためには要する経費	印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等
資料購入費	議員の行う政務活動に必要な図書、資料等を購入するためには要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料等
広報費	議員の行う政務活動及び市の政策について住民に報告するために要する経費	会場費、印刷製本費、文書通信費等
広聴費	議員が住民からの市政、会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するために要する経費	会場費、印刷製本費、交通費、文書通信費、茶菓子代等
人件費	議員の行う政務活動を補助する職員を雇用するためには要する経費	賃金、交通費等
事務所費	議員の行う政務活動に必要な事務所を設置及び管理するために要する経費	賃借料、維持管理費、事務機器購入費、リース料等

オ 収支報告書の提出（第6条）

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

カ 政務活動費の返還（第7条）

市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な

経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

キ 収支報告書の保存（第8条）

議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

ク 委任（第9条）

この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（4）北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の主な内容

条例の施行規則として北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）が定められている。

ア 収支報告書写しの送付（第6条）

議長は、条例第6条第1項の規定による政務活動費収支報告書が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

イ 会計帳簿等の整理保管（第7条）

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（5）政務活動費使途基準

条例及び規則を補完するものとして、平成26年5月15日、議会は政務活動費の使途をより明確にするため政務調査費の使途基準（以下「使途基準」という。）について協議している。使途基準は同日の全員協議会を経て、同年5月27日に条例第5条別表に定める研究研修費、政務活動旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費並びに事務所費について一定の具体例や留意事項を取りまとめたもので、政務活動費の支出の基準とされているものである。なお、この使途基準は、議員及び事務局の協議により作成されたもので、平成26年5月15日付け10ページの手引き及び平成26年5月27日付け16ページの政務活動費使途基準（項目別）の2部の存在を確認している。

2 請求要件における判断

（1）措置請求の対象者

本件請求における措置請求書の表題は「北茨城市議会議員と北茨城市職員措置請求書」であり、議員と職員の両者への措置を求めたものである。

法第242条に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認められるとき、または違法若しくは不当に財産の管理などを怠る事実があると認められるとき、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、または当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的とするものである。

しかしながら本件請求において請求人は職員のほか議員も措置対照としている。

議員は公金の支出等の行為を行う予算執行の権限はないから、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為または違法若しくは不当に財産の管理などを怠る事実を行う普通地方公共団体の執行機関または職員にあたらない。したがって本件請求において請求人が求める措置対象のうち、議員に対する措置要求は要件を具備しない棄却すべきものと決するべきである。

本件請求の対象となる政務活動費補助金の交付決定者は市長である。よって本件請求は市長に措置を求めるものとして取り扱う。

(2) 請求期間

本件請求は平成23年度から平成28年度までの6ヶ年度の政務活動費の支出について措置を求めており、

法242条第2項は住民監査請求の期間について「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、「当該行為のあったことを知った日」という主観的な期間ではなく、「当該行為のあった日又は終わった日」を基準に1年という客観的期間を請求期間としている。

そして、1年の請求期間について、最高裁昭和63年4月22日判決は、「地方自治法第242条第2項本文は、地方自治体の執行機関・職員の財務会計上行為は、たゞそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。」としている。

この点から、平成30年3月30日付けで提出された本請求において、行為の終わった日から「1年内の請求」の要件を満たしているのは住民監査請求の受付日である平成30年3月30日を起算日として前1年以内となる平成29年3月31日以後に当該行為が終わったものであるから、収支報告の期限が平成29年4月30日となる平成28年度は本件請求の対象となる。しかしながら平成27年度の行為の終わった日は、最も遅いものでも平成28年5月6日であったことを確認した。また平成26年度以前のものは、さらにその以前に当該行為が終わったことは明白であると認められた。

よって本件請求の事実証明書に記載された内容は、平成28年度を除く平成27年度以前の政務活動費補助金（平成23年度及び平成24年度は「政務調査費補助金」と読

み替える。以下同じ。)は当該行為の終わった日から1年以上経過しているため、本則の要件を満たさないと判断した。

次に同項ただし書きの「正当な理由があるときはこの限りでない」について、本件請求における平成27年度以前の分について、1年以上を経過したことに正当な理由があるか検証する。

請求人は1年以上経過した理由として措置請求書に次のとおり記載をしている。

- ① 平成29年3月26日投開票の北茨城市議会選挙に配慮して手続きを送らせた。
- ② 平成29年4月11日付で提出しようとしたが政治倫理審査会副委員長の指摘により遅らせた。
- ③ 1年のみならず、数年に遡って不正支受給の事実が判明した。
- ④ 政務活動費の原資は税金であり、5年間の収支報告書保管義務と議員の説明責任がある。
- ⑤ 「北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例」第7条の規定に抵触する不当利得(時効10年)により返還を求め不正受給を明らかにすべきである。

上記のうち①「北茨城市議会議員選挙の執行」及び②「北茨城市議会議員政治倫理審査会の審査」は、いずれも住民監査請求を妨げるものではなく、本件請求の手続きには何のかかわりもないことから本件請求が1年を経過して提出されたことの正当な理由にはならない。

③については後述する。

④は文書の保管規定により文書が存在すること及びそれに対する説明責任を求めることがあるが、たとえ文書が存在し説明責任があるからとしても、そのことは住民監査請求をすることとは何のかかわりもないことから、本件請求において1年を経過した請求ができるとの正当な理由とはならない。

⑤は不当利得として返還請求権(債権)が確定した場合に民法の債権の時効規定が適用されることを示すものであり、本件請求において適用されるのもではない。よって本件請求において1年を経過した請求ができるとの正当な理由とはならない。

残る③について「1年のみならず、数年に遡って不正支受給の事実が判明した。」とは、請求人が議長への情報公開請求により公開された複数年度の文書を精査したところ、住民監査請求の対象となる行為があったことを新たに知り、本件請求がその日から1年以内に行われたことを主張しているものである。

これについて、最高裁平成14年9月12日判決は正当な理由の判断基準について、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共

団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

「相当の注意力」とは、「通常の注意力」ではなく、受動的に知った情報等だけに注意を払っていれば足りうるというものではなく、住民ならいつでも閲覧等できる情報等については、それが閲覧できる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力を持って調査すれば知ることができるものであり、これらの政務活動費の執行は秘密裡に行われたものでもなく、北茨城市情報公開条例に基づく公開請求をすれば、それぞれの議員の収支報告書及び領収書等の証拠書類が北茨城市議会議長に提出されており最終的に残余の額が市に返還された日以降はもちろん、それ以前の各段階においても当該行為の存在又は内容を知ることができる状況にあったものである。よって法第242条第2項ただし書の規定による、正当な理由があるものとは認められない。

したがって、本件請求のうち平成27年度までの政務活動費補助金の支出に対する本件請求は、いずれも請求期間を経過した後に行われているものであり、不適法であって棄却すべきものと決するべきである。

よって本件請求については、請求期間の要件を具備した平成28年度の政務調査費について判断することとした。

なお、対象となる議員及び当該議員の平成28年度政務活動費の収支報告において請求人が事実証明書により違法不当な支出と主張するものは次のとおりである。

豊田 弘俊 議員

平成29年4月28日収支報告 報告額 87,745円、補助確定額 87,745円

- ①プリンタインク及び用紙費 13,511円（事務所費）が按分なく全額支給されている。
- ②電話代 2,494円（事務所費）の支給の積算根拠に電報 2,110円が含まれている。
- ③インターネットセキュリティ費（事務所費）6,700円が按分なく全額支給されている。
- ④インターネット使用料 29,160円（事務所費）が按分なく全額支給されている上、中途から契約者が議員本人でない。

松本 正春 議員

平成29年4月18日収支報告 報告額 122,211円 補助確定額 120,000円

- ①(有)松本電建分の電気料 7,948円（事務所費 71,536円の9分の1）は会社組織であり事務所の併用はあり得ない。また(有)松本電建の代表者証明書のみで領収書の添付なし。
- ②自宅の電気料 17,325円（事務所費 155,928円の9分の1）は高額。
- ③携帯電話料 24,677円（事務所費 222,093円の9分の1）は上限 12,000円を超える支出。

④コピー用紙代として支出した 7,087 円（事務所費 63,784 円の 9 分の 1）は（有）松本電建の代表者証明書のみで領収書の添付なし。

⑤ガソリン代について領収書でない給油所発行の文書のみで 21,853 円（事務所費 196,680 円の 9 分の 1）を支出。議員活動としては高額。

蛭田 千香子 議員

平成 29 年 4 月 21 日収支報告 報告額 107,207 円 補助確定額 107,207 円

①プリンタインク購入費 22,057 円（資料作成費）について按分なく全額支給されている。

今井 路江 議員

平成 29 年 4 月 20 日収支報告 報告額 69,916 円 補助確定額 69,916 円

①携帯電話料 10,076 円（広聴費 90,728 円の約 9 分の 1）は料金証明のみで領収書が不足。

②広報費「みんみん通信」2 回分の印刷費合計 54,540 円（広報費）は政務活動とは認められない。

鈴木 康子 議員

平成 29 年 4 月 28 日収支報告 報告額 131,143 円 補助確定額 120,000 円

①4 月 26 日・27 日の福島第一原発視察研修は、参加費 20,000 円（研究研修費）のうち、添付の決算書によると県外 12,000 円を超える宿泊費（1 人あたり 15,294 円）、弁当代（1 人あたり 1,083 円）が計上され使途基準に反する。また、残預金の主催団体会計への繰り入れ 31,694 円に含まれる 1 人あたり 1,320 円は団体への寄付にあたり不正。

②広報、印刷用の用紙、インク代などの購入経費 44,479 円（事務所費）は、広報誌「北茨城民報」の発行経費で、党活動や後援会活動であり政務活動費の支出は認められない。

③市政アンケート調査経費 39,904 円（広聴費）は、党や後援会のアンケートであり政務活動費の支出は認められない。

3 政務活動費支出における判断

（1）本件請求の要旨について

平成 23 年度から平成 28 年度における北茨城市議会各議員の政務活動費の支出につき、政務活動とは認められない又は認められないことが極めて濃厚である政務活動費の違法不当な支出があるので、違法不当な部分について、返還を求めるなど損害を補填するために必要な措置を取るよう勧告することを求めるというものである。なお、平成 23 年度から平成 27 年度の政務活動費については第 3 の 2 (2) の判断により本件請求に基づく監査の対象としないことになった。

本市においては、上記のとおり、法第100条第14項を受けて、条例が制定され、条例の第5条及び別表において、政務活動費を充てることが出来る政務活動の内容について規定している。その上で本市においては、議員間の協議により条例の内容をより具体化した使途基準が定められており、現実には使途基準に基づき政務活動費の支出が行われていると考えられる。使途基準の法的根拠は必ずしも明確ではないが、条例により定められている政務活動費を支出することができる政務活動の定めは抽象的な面があり、各議員がそれぞれに解釈を行うよりは、協議により条例に定められた内容を条例の範囲内でより具体的なものとすることは、政務活動費の支出の適正を期する上で妥当であり、他市でも同様な方法がとられているようである。以上により、請求人の監査請求に理由があるかどうかを判断するためには、請求人が指摘する違法不当と考えられる政務活動費の支出が、使途基準に定める事項と適合しているかどうかを検討することが必要である。

(2) 豊田弘俊議員

ア ①プリンタインク及び用紙費及び③インターネットセキュリティ費について

収支報告書添付の領収書により①の全額13,511円、③の全額6,700円をそれぞれ事務所費として政務活動費交付の対象としている。またこれらの支出について平成25年度までは按分により経費全額の3分の1が政務調査費の支給対象となっていることを確認している。

使途基準は事務所費について「コピー機などの事務機器や電話代、電気代、インターネット利用料など、一般的に政務活動以外のものが含まれると考えられるものについては按分する。」としている。また按分の割合については「議員個々の活動実態によって異なることから、一律の比率を示すことが困難であり、政務活動費の交付を受けた議員それぞれの責任において、政務活動の実態に応じ、合理的に説明のできる比率で対応する」としている。按分割合について「議員それぞれの責任において合理的に説明」が求められるのであれば、按分しないことについても同様の説明は求められるべきである。しかしながら、収支報告書においてその説明は確認できなかった。

按分をしないことについて合理的な説明を記載するか、それができないときは従前のとおり3分の1に按分すべきである。

イ ②電話代の積算根拠について

収支報告書添付の利用明細書により、毎月の利用料を9分の1に按分した額を12ヶ月分積算した額2,494円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は使途基準に例示された「自宅を事務所としている場合の電話料金、光熱水費、駐車場代等」の平成19年12月26日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

しかし添付の平成 28 年 4 月利用分明細書には電報料 2,110 円とそれにかかる消費税 168 円が含まれた合計額 4,029 円を按分した 447 円を積算の根拠としている。使途基準は事務所費電話料金の留意事項として「祝電・慶弔の代金が含まれている場合は当該料金を除外する」としているので、電報料及びその消費税分を除いた合計額は 1,751 円となり按分後の額は 194 円となる。よって当初算定額 447 円から 194 円を差し引いた 253 円は不当な支出と認められる。

ウ ③インターネットセキュリティ費について

(2) アと同様に収支報告書添付の領収書の全額 29,160 円が事務所費として政務活動費交付の対象となっていること、また、平成 25 年度までは按分により経費額の 3 分の 1 が政務調査費の支給対象となっていることをそれぞれ確認している。

なお、添付の明細書は平成 28 年 11 月分から平成 29 年 3 月分までの連続した 5 ヶ月分であり 12 ヶ月分を積算したものではない。これについては使用が 5 ヶ月のみなのか、12 ヶ月のうち 5 ヶ月分を報告したのかは不明であるが、按分をしないことについて合理的な説明を記載するか、それができないときは従前のとおり 3 分の 1 に按分すべきである点はアと同様である。

なお、この本件の添付書類記載の契約者は議員本人でなく議員の家族となっている。使途基準は「領収書の宛名は原則として議員」としているので、原則によらず家族を契約者とするものを政務活動費として認めるのならば、その理由については相当に合理的な説明が必要である。また、その場合であっても政務活動費は実費弁償の原則に基づくものであるから、経費を現に議員が負担していることを明らかにすることが必要であり、それがなければ不当な支出と判断せざるを得ない。

(3) 松本正春議員

ア ①(有)松本電建分の電気料について

収支報告書添付の書類により、毎月の電気料を 12 ヶ月分積算した額 71,536 円を 9 分の 1 に按分した額 7,948 円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は(2)イと同様に平成 19 年 12 月 26 日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

添付書類は(有)松本電建代表取締役松本直也押印の書面であるが、本書は平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの電気代として各月の金額と推定される数字が記載されただけのもので、この書面が領収書であるのか請求書であるのか、あるいは証明書であるのか不明である。また本書は発行日も記載されておらず、これを「領収書」と認めることはできない。

また、本書余白には付箋により「明細原本は議員宅に保管」との記載が貼付されて

いるが、原本が保管されているなら提出させるべきであり、特に自宅で保管する必要があるなら原本を提示の上、その写しを添付しその旨を記載することで金額の根拠等を客観的に説明することができるものである。

さらに、この書面では電気料の支払者は(有)松本電建代表取締役松本直也であると推定されるが、政務活動費は実費弁償の原則に基づくものであるから、経費を現に議員が負担していることを明らかにすることが必要であり、それができなければ不当な支出と判断せざるを得ない。

イ ②自宅の電気料について

収支報告書添付の支払証明書により、毎月の電気料を12ヶ月分積算した額155,928円を9分の1に按分した額17,325円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠はアと同様に平成19年12月26日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

添付書類は平成29年3月分において請求人の主張どおり延滞利息80円が積算に含まれており、按分すると約9円が政務活動費にあたる。延滞利息については本来の納期限までに納付すれば支出する必要がなかったという点で正当な支出とは言い難いものと判断する。

ウ 複数の事務所について

使途基準は事務所の要件を「①外形上、事務所として認識できる形態、機能を有していること、②賃借の場合は、議員本人が契約者となっていること、③政務活動が実際に当該事務所で行われていること」としている。

議員は上記ア、イにおいて自宅及び勤務先をそれぞれ事務所として事務所費（電気料）の収支報告をしている。議員の2ヶ所の事務所は賃借ではないが①③の要件を有しているとして両方とも年額の電気料を按分し報告したものである。使途基準は事務所の数について特に定めていないため、自宅も含め複数の場所で議員として活動することについては特に制限はないものと考える。

しかしながら、要件③「政務活動が実際に当該事務所で行われていること」については複数の事務所がある場合、議員による政務活動がその両方で同時に行われることは想定し難く、一つの事務所で活動をしているなら他の事務所は不在であり活動は行われていないとも考えられる。その場合、両方の事務所の経費について総額の按分により政務活動費を支出することが妥当であるかは疑問である。例えば一つの事務所しか有しない者と二つの事務所を有する議員で、その政務活動に差が生じるとは考え難いからである。

事務所が要件②「賃借」であれば、不在であっても賃料や光熱水費などの固定費は

発生するため支出は妥当と考えられるが、その場合であっても複数の事務所に総額の按分により政務活動費を支出することには疑問が残る。この件については意見とする。

エ ③携帯電話料について

収支報告書添付の料金証明書により年額 222,093 円を 9 分の 1 に按分した額 24,677 円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は同様に平成 19 年 12 月 26 日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

使途基準は、携帯電話料金を月額 1,000 円が上限であり年額 12,000 円が政務活動費支出の上限と定めているが、本件はその上限を 12,677 円超過して支出されていた。よって超過額 12,677 円は不当な支出と認められる。

オ ④コピー用紙代について

収支報告書添付の書類により、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までのコピー代を 4 半期毎に積算した額 63,784 円を 9 分の 1 に按分した額 7,087 円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は同様に平成 19 年 12 月 26 日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

添付書類は（3）アと同様に（有）松本電建代表取締役松本直也押印の書面であるが、本書は平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までのコピー代として 4 半期毎の金額と推定される数字が記載されただけのもので、アと同様にこの書面が領収書であるのか請求書であるのか、あるいは証明書であるのか不明である。また本書は発行日も記載されておらず、これを使途基準の「領収書」と認めることはできない。

また、本書余白にも付箋により「明細原本は議員宅に保管」との記載が貼付されているが、原本が保管されているなら提出させるべきであり、特に自宅で保管する必要があるなら原本を提示の上、その写しを添付しその旨を記載すれば用は足りると判断できる。

さらに、このコピー代の支払者は（有）松本電建代表取締役松本直也であると推定され、実費弁償の原則に基づく政務活動費の支出には、経費を現に議員が負担していることを明らかにすることが必要である点も同様である。それができなければ不当な支出と判断せざるを得ない。

カ ⑤ガソリン代について

収支報告書添付の書類により、毎月のガソリン代を 12 ヶ月分積算した額 196,680 円を 9 分の 1 に按分した額 21,853 円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は同様に平成 19 年 12 月 26 日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

添付書類はマルハ産業北茨城給油所押印の書面であるが、本書は平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までのガソリン代として各月の金額及び合計額が記載されただけのもので、ア、オと同様にこの書面が領収書であるのか請求書であるのか、あるいは証明書であるのか不明である。また本書は発行日も記載されておらず、本書を使途基準の「領収書」と認めることはできない。

さらに本件は事務所費として毎月使用したガソリン代を計上したと推定できるが、条例第 5 条別表及び使途基準は事務所費においてガソリン代の支出を認めていない。ガソリンは自動車の運行のために使用される交通費であるから、事務所の維持費用である事務所費には当たらないものである。条例及び使途基準において交通費の計上が認められるのは、研究研修費、政務活動旅費、広聴費であり、いずれも日程、用務、行程、資料などを成果報告書とともに添付することとされている。ただし政務活動旅費については「日々の政務活動のために自家用車を使用した場合には、政務活動で使用した実績が明確な場合はその実費、それ以外の場合は、合理的に説明できる比率で対応する」とされている。

よって本件は、収支報告書の修正により研究研修費、政務活動旅費及び広聴費として計上し、その支出が認められるもの以外は不当な支出と判断せざるを得ない。

キ 電話料について

収支報告書添付の支払証明書により匠ハウジングの固定電話料年額 66,973 円を 9 分の 1 に按分した額 7,441 円を事務所費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は同様に平成 19 年 12 月 26 日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。これについては平成 28 年度について請求人から指摘はなかったが、監査の過程で確認できたものとして判断すべきとした。本件の添付書類記載の契約者は議員本人ではなく会社法人となっている。使途基準は「領収書の宛名は原則として議員」としているので、原則によらず会社法人を契約者とする理由については相当に合理的な説明を要する。また、政務活動費は実費弁償の原則に基づくものであるから、経費を現に議員が負担していることを明らかにすることが必要であり、それができなければ不当な支出と判断せざるを得ない。

(4) 蝶田千香子議員

ア ①プリンタインク購入費について

収支報告書添付の領収書により全額 22,057 円を資料作成費として政務活動費交付の対象としている。資料作成費を計上するときは、使途基準により添付することとされている作成資料の成果品が本件には添付されていない。その場合は、按分をしないことについて合理的な説明を記載するか、それができないときは 3 分の 1 に按分すべきである

点は（2）アと同様である。

（5）今井路江議員

ア ①携帯電話料について

支報告書添付の料金利用証明書により、毎月の利用料を9分の1に按分した額を12ヶ月分積算した合計額 10,076 円を広聴費として政務活動費交付の対象としている。按分の根拠は同様に平成19年12月26日大阪高等裁判所判例によるものと思われる。

本件に添付されている利用証明書は、但し書きに「支払額を証明するものではない」と記載がされているから、厳密に言えば使途基準に定める「領収書」ではないと判断され、請求人もその点を指摘しているものである。

しかしながら証明書原本に記載される電話番号は議員の連絡先として日常的に用いられ、現在も引き続き利用されていることを確認している。このことは「料金に未納がないから引き続き利用することができる」と判断できる。もちろん領収書の添付が最善であるが、領収書以外の書面であることをもって直ちに政務活動費の支出が不当であるとまで判断するべきではなく、本件については請求人の主張には理由がない。

イ ②広報費について

収支報告書添付の領収書及び成果品により、平成28年7月18日及び平成29年1月18日発行の「みんみん通信」印刷費として2件合計54,540円全額が広報費として政務活動費交付の対象となっている。

使途基準は広報費の留意事項として「政務活動の成果を広報し得るものでなければならぬ。単に議員の活動報告だけでは不可」とし定めており、請求人は印刷物の内容が広報紙や議会だよりでも知ることができるものであり、留意事項後段「単に議員の活動報告」に該当するとして本件を不当な支出と主張している。

これについては他の議員も含め発信する情報は様々で、何が政務活動であり、何がそうでないのかを一概に判断することは困難である。いずれにしても議員はその活動において市政に資するという意思を持っていることは明らかであるから、発信する情報が議員としての活動、成果を報告するものであれば、請求人の指摘する「議会だよりや広報等でも知ることができるものであり政務活動とは言えない」と判断するのは困難であり、その内容のみをもって一概に政務活動費に該当しないとは言えない。その点で本件については請求人の主張は理由がない。

ただし、記事の内容や配布先など、使途基準で認められない政党活動や後援会活動が含まれると明らかに認められるときは、実情に応じ按分することは当然である。

ウ プリンタインク代について

収支報告書添付の領収書により 5,300 円の全額を事務所費として政務活動費交付の対象としている。これについては請求人から指摘はなかったが、監査の過程で確認したものとして判断すべきとした。按分をしないことについて合理的な説明を記載するか、それができないときは 3 分の 1 に按分すべきである点は（2）アと同様である。

（6）鈴木康子議員

ア ①福島第一原発視察研修について

参加費 20,000 円全額を研究研修費として政務活動費交付の対象としている。添付書類は東海第 2 原発の再稼動に反対する茨城県自治体議員連盟事務局発行の参加費領収書、決算報告及び研修会参加報告書である。決算報告は収入が会費 20,000 円で 24 人が参加し収入合計 480,000 円、支出は宿泊費 367,064 円、研修費 48,942 円、弁当代 26,000 円及び資料代 6,300 円と支出合計が 448,306 円で差引残額 31,694 円を一般会計に繰り入れている。請求人は決算書に含まれる宿泊費、弁当代及び残金の処理が使途基準に反するとしている。

使途基準は宿泊費の上限は県外 12,000 円、県内 9,500 円としている。決算書の宿泊費は参加者 24 名に講師 2 名を含めた 367,064 円で、24 名の参加費で負担しているため、1 人当たりの負担額は約 15,294 円であり、使途基準の県外 12,000 円を 3,294 円超過し、超過分は不当な支出と認められる。

次に弁当代 26,000 円であるが、これも 26 人分を 24 人で負担したことになるから 1 人当たりの負担額は約 1,083 円である。使途基準は自己の食料費支出を認めていないことからこれも不当な支出と認められる。

次に収支差引の残額 31,694 円は参加者 24 人で割ると 1 人当たりの額は 1,320 円となる。これは主催団体の収入として繰り入れられ、今回の参加費用には充てられてない。よって不当な支出と認められる。

以上から本件支出のうち 3 件合計 5,697 円は不当な支出と認められる。

イ ②広報、印刷用の用紙、インク代などの購入経費について

収支報告書の添付の領収書類により用紙代、印刷機インク代、SD カード代の合計額 44,479 円全額を事務所費として政務活動費交付の対象としている。内訳はコピー用紙 18,000 枚のほか用紙合計で 23,000 枚 20,821 円、印刷機インク代 19,368 円が主な経費を占めている。

使途基準は事務機器に付随したインク類、コピー用紙等の消耗分を事務所費とすることを認めている。しかし本件の用紙の数量は消耗品として妥当な範囲を大幅に超えていると認められる。また、印刷機インクも計上されていることからこれらの消耗品費は印刷物の作成に要したものと推定される。その場合は成果物を添付し資料作成費

または広報費として収支報告がされなければならない。その点が明確にされない本件支出は不当と判断せざるを得ない。

ウ ③市政アンケート調査経費について

収支報告書の添付の領収書類により用紙代、封筒代、郵便料の合計額 39,904 円全額を広聴費として政務活動費交付の対象としている。成果品はアンケート用紙及び封筒が添付されている。

本件は全額が政務活動費として支出されているが、アンケート用紙及び封筒に「日本共産党」と印刷されているのが確認できる。またアンケート用紙には議員と連名で日本共産党北茨城委員会責任者の肩書、氏名、連絡先電話番号が印刷されており、この点から政党活動を含むものであると認められる。

使途基準は政務活動費として支出できない「政党活動経費」として「パンフレット、ビラ等の印刷及び発行等に要する経費等政党活動に要する経費」を挙げており、請求人はこれをもって全額が支給対象外であると主張している。しかし事実として政党活動を多分に含むものであっても、アンケートにより収集した情報が議員個人の政務活動に資する面がまったくないとまでは言えない。よって妥当な割合により費用を按分し、算出された額を超えた支給は不当と判断せざるを得ない。

4 結 論

平成28年度北茨城市議会政務活動費に係る本件請求人の主張には一部理由があると認め、法第242条第4項の規定に基づき北茨城市長に対し次のとおり勧告する。

1 平成28年度に交付した政務活動費のうち支出が認められない額として、次のとおり平成30年7月31日までに返還を求めるよう措置を講じられたい。

(1) 豊田弘俊議員に係る 253 円及び適正な按分割合による返還額若しくはそれが行われない場合は 42,633 円の合計額

(2) 松本正春議員に係る 12,686 円及び適正な按分割合による返還額若しくはそれが行われない場合は 44,329 円の合計額を収支報告済額 122,211 円から差し引いた額と 120,000 円の差額

(3) 蛭田千香子議員に係る適正な按分割合による返還額若しくはそれが行われない場合は 14,705 円

(4) 今井路江議員に係る適正な按分割合による返還額若しくはそれが行われない場合は 3,534 円

(5) 鈴木康子議員に係る 5,697 円及び適正な按分割合による返還額若しくはそれが行われない場合は 84,383 円の合計額を収支報告済額 131,143 円から差し引いた額と 120,000 円との差額

2 法第242条第9項の規定に基づき、期間内に必要な措置を講じられたときには速やかにその旨を通知されたい。

5 意見

政務活動費は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実させるために、調査研究活動費用の助成を行うことを制度化したものである。議会には執行機関に対する監視機能を果たすことが重要な役割として期待されており、そのための政務活動費の使用については、議員の自立性を尊重する必要があることは否定できない。しかし他方で、政務活動費は市民の税金から交付されている以上、各議員が自主的に市民からの納得を得られる政務活動費の支出に努めるのはもちろん、議会としても、法第100条第16項にも規定されているとおり、より積極的な情報公開に努め、透明性を高めるように努力する事が求められる。

今回の監査請求においては、請求人から措置要求があった平成23年度から平成28年度までのうち、住民監査請求の要件を具備した平成28年度のみ監査することとなつたが、それだけでも監査請求に対する判断として返還を求めるべきとしたものがあったことから、本件監査の対象とならなかつたものについても、時間を掛けて調査を行えば問題となり得るもののが存在する可能性があることも否定できず、現状の政務活動費の支出が、残念ながら十分に市民の納得できるものであるとは考え難い。その点において、今回の勧告に対する対応のみでなく、議会の自主的な精査の上、必要な改善がなされることを強く要望したい。

法が政務活動費を認めているのは、議員が自主的に行う調査研究活動の基盤を強化するためであり、その前提には市民の代表として、税金の使用が適正に行われることをチェックする職務を有する議員に対する信頼が存在している。その議員が、税金である政務活動費の支出において市民から疑問の目を向けられるというような事があるならば、政務活動費を交付している根底が覆ることになる。そのため、(1) 政務活動費の交付の時期、交付及び精算の方法など、他市の状況も踏まえて、どうあるべきか、根本的に検討し直す必要がある。(2) 政務活動費を支出する指針とされている現在の「使途基準」についても、議員の自主的な改革の成果であることは理解できるものの、市民の理解を得るためにには、更にその内容を明確にすることが必要である。(3) 現在も議長に提出される収支報告書等については、北茨城市情報公開条例の規定により公開することとされているが、これらの情報については、公開を行っても政務活動費を交付することとした趣旨に反しないのであるから、情報公開の手続きを経ることなく市民が容易に情報に接することができる方法を検討すべきである。

今回の監査請求を契機として、今後市民の納得を得ながら、政務活動費を十分に活用し、議会の審議機能が一層強化されるようにすることが求められると考える。